

和歌山県 和歌山海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第104号	雑賀崎漁業協同組合	和歌山市雑賀崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第367号 和歌山市雑賀崎、番所ノ鼻に設置した標識 ア 基点第367号から244° -00′ 260mの点 イ 基点第367号から225° -50′ 255mの点 ウ 基点第367号から227° -40′ 390mの点 エ 基点第367号から239° -10′ 395mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	和歌山市雑賀崎	なし
和区第106号	和歌浦漁業協同組合	和歌山市新和歌浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第25号 和歌山市新和歌浦、沖の蓬萊岩中央部に設置した標識 ア 基点第25号から239° -25′ 232mの点 イ 基点第25号から226° -20′ 242mの点 ウ 基点第25号から231° -15′ 333mの点 エ 基点第25号から240° -40′ 326mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	和歌山市新和歌浦	なし
和区第107号	海南市漁業協同組合	海南市冷水地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 ア 基点第49号から92° -30′ 62mの点 イ 基点第49号から71° -15′ 312mの点 ウ 基点第49号から57° -55′ 314mの点 エ 基点第49号から28° -30′ 71mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南市（海南市下津町を除く。）	なし
和区第108号	海南市漁業協同組合	海南市冷水地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第49号 海南市冷水、長崎の鼻に設置した標識 ア 基点第49号から198° -40′ 74mの点 イ 基点第49号から293° -30′ 120mの点 ウ 基点第49号から254° -10′ 280mの点 エ 基点第49号から224° -25′ 262mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南市（海南市下津町を除く。）	なし
和区第109号	海南市漁業協同組合	海南市下津町塩津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア 基点第50号から280° -32′ 340mの点 イ 基点第50号から263° -44′ 549mの点 ウ 基点第50号から242° -23′ 512mの点 エ 基点第50号から243° -36′ 259mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南市下津町塩津	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	案件
和区第116号	海南省漁業協同組合	海南省下津町大崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第65号 海南省下津町大崎、荒崎突端に設置した標識 ア 基点第65号から161° -00′ 207mの点 イ 基点第65号から340° -36′ 75mの点 ウ 基点第65号から274° -45′ 182mの点 エ 基点第65号から218° -52′ 436mの点 オ 基点第65号から206° -26′ 491mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南省下津町大崎、方	なし
和区第118号	海南省漁業協同組合	海南省下津町大崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第63号 海南省下津町大崎、通称オサ礫に設置した標識 ア 基点第63号から257° -55′ 252mの点 イ 基点第63号から70° -59′ 247mの点 ウ 基点第63号から32° -27′ 332mの点 エ 基点第63号から295° -19′ 344mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南省下津町大崎、方	なし
和区第125号	有田箕島漁業協同組合	有田市港町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第83号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上600mの地点に設置した標識 基点第84号 有田市港町埋立地防波堤南西上端角から北東側防波堤上端線上100mの地点に設置した標識 ア 基点第84号から278° -30′ 50mの点 イ 基点第84号から278° -30′ 100mの点 ウ 基点第83号から278° -30′ 150mの点 エ 基点第83号から278° -30′ 50mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田市宮崎町(通称逢井を除く。)、港町、箕島	なし
和区第127号	有田箕島漁業協同組合	有田市千田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第102号 有田市千田、千田漁港北防波堤基部中央部に設置した標識 ア 基点第102号から232° -00′ 208mの点 イ 基点第102号から258° -40′ 180mの点 ウ 基点第102号から260° -30′ 280mの点 エ 基点第102号から242° -00′ 298mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田市千田	なし
和区第128号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町大字田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第105号 有田郡湯浅町大字田、通称坊主壠突端に設置した標識 ア 基点第105号から163° -18′ 50mの点 イ 基点第105号から240° -03′ 205mの点 ウ 基点第105号から224° -38′ 228mの点 エ 基点第105号から163° -18′ 110mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字田	なし
和区第129号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町大字田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第106号 有田郡湯浅町大字田、通称赤壠に設置した標識 ア 基点第106号から91° -10′ 167mの点 イ 基点第106号から257° -40′ 150mの点 ウ 基点第106号から230° -02′ 183mの点 エ 基点第106号から117° -20′ 196mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字田	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第130号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町大字田地先		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から335° -30' 367mの点 イ 基点第108号から335° -30' 276mの点 ウ 基点第108号から2° -10' 218mの点 エ 基点第108号から5° -07' 281mの点 オ 基点第108号から346° -00' 320mの点 カ 基点第108号から344° -30' 372mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字田	なし
和区第131号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町大字田地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 有田郡湯浅町大字田、通称赤石中央部に設置した標識 ア 基点第108号から206° -25' 180mの点 イ 基点第108号から291° -10' 22mの点 ウ 基点第108号から291° -10' 84mの点 エ 基点第108号から224° -35' 192mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字田	なし
和区第132号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町大字栖原地先		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第110号 有田郡湯浅町大字栖原、通称黒壁に設置した標識 ア 基点第110号から203° -23' 170mの点 イ 基点第110号から224° -18' 162mの点 ウ 基点第110号から224° -18' 350mの点 エ 基点第110号から232° -03' 555mの点 オ 基点第110号から226° -06' 572mの点 カ 基点第110号から214° -43' 370mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字栖原	なし
和区第133号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町大字栖原地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 有田郡湯浅町大字栖原、防波堤中央部に設置した標識 ア 基点第112号から214° -27' 94mの点 イ 基点第112号から274° -33' 70mの点 ウ 基点第112号から263° -53' 270mの点 エ 基点第112号から245° -28' 275mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字栖原	なし
和区第134号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町毛無島地先		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第113号 有田郡湯浅町、毛無島に設置した標識 ア 基点第113号から320° -53' 100mの点 イ 基点第113号から56° -28' 108mの点 ウ 基点第113号から148° -03' 135mの点 エ 基点第113号から219° -23' 125mの点 オ 基点第113号から204° -33' 217mの点 カ 基点第113号から144° -03' 277mの点 キ 基点第113号から53° -13' 248mの点 ク 基点第113号から343° -33' 184mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字栖原	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第135号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町苅藻島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第115号 有田郡湯浅町、苅藻島、通称よこかも北東端に設置した標識 ア 基点第115号から46° -03′ 65mの点 イ 基点第115号から144° -03′ 242mの点 ウ 基点第115号から124° -03′ 285mの点 エ 基点第115号から59° -26′ 163mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字栖原	なし
和区第136号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡湯浅町苅藻島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第116号 有田郡湯浅町、苅藻島、通称たてかかも東端に設置した標識 基点第117号 有田郡湯浅町、苅藻島、通称たてかかも南西端に設置した標識 ア 基点第116号から108° -13′ 106mの点 イ 基点第117号から106° -39′ 280mの点 ウ 基点第117号から244° -33′ 70mの点 エ 基点第117号から212° -08′ 151mの点 オ 基点第117号から122° -37′ 337mの点 カ 基点第116号から132° -16′ 186mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡湯浅町大字栖原	なし
和区第139号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡広川町大字山本地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第119号 有田郡広川町大字山本、小浦船揚場護岸切れ目角(船揚小屋)に設置した標識 ア 基点第119号から264° -05′ 152mの点 イ 基点第119号から302° -20′ 270mの点 ウ 基点第119号から291° -40′ 315mの点 エ 基点第119号から257° -30′ 221mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	なし
和区第140号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡広川町大字唐尾地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第126号 有田郡広川町大字唐尾、鈴子防潮堤南西端に設置した標識 ア 基点第126号から242° -55′ 181mの点 イ 基点第126号から352° -25′ 146mの点 ウ 基点第126号から327° -27′ 250mの点 エ 基点第126号から269° -45′ 280mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	なし
和区第141号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡広川町大字唐尾地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第125号 有田郡広川町大字唐尾、城山防波堤基部に設置した標識 ア 基点第125号から353° -00′ 660mの点 イ 基点第125号から331° -45′ 1,050mの点 ウ 基点第125号から336° -15′ 1,100mの点 エ 基点第125号から358° -00′ 740mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第143号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第135号 日高郡由良町大字衣奈、通称三ツ石に設置した標識 ア 基点第135号から339° -30' 363mの点 イ 基点第135号から3° -25' 452mの点 ウ 基点第135号から63° -00' 285mの点 エ 基点第135号から80° -40' 105mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	なし
和区第144号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カプト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から55° -40' 1,680mの点 イ 基点第139号から64° -30' 1,655mの点 ウ 基点第139号から63° -25' 660mの点 エ 基点第139号から42° -50' 710mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	なし
和区第145号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から311° -10' 70mの点 イ 基点第137号から290° -30' 100mの点 ウ 基点第137号から330° -20' 325mの点 エ 基点第137号から339° -30' 315mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	なし
和区第147号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から317° -50' 750mの点 イ 基点第137号から318° -30' 600mの点 ウ 基点第137号から309° -55' 595mの点 エ 基点第137号から311° -04' 750mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	なし
和区第148号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から4° -25' 480mの点 イ 基点第137号から352° -30' 480mの点 ウ 基点第137号から354° -40' 675mの点 エ 基点第137号から3° -00' 670mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第155号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字大引地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第153号 日高郡由良町大字大引、下の立巖蛙石に設置した標識 ア 基点第153号から8° -30' 180mの点 イ 基点第153号から51° -45' 265mの点 ウ 基点第153号から72° -00' 210mの点 エ 基点第153号から11° -30' 83mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字大引	なし
和区第156号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字大引地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第154号 日高郡由良町大字大引、大倉箸頂点に設置した標識 ア 基点第154号から62° -40' 410mの点 イ 基点第154号から83° -00' 530mの点 ウ 基点第154号から95° -45' 448mの点 エ 基点第154号から75° -15' 293mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字大引	なし
和区第163号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第137号 日高郡由良町大字衣奈、黒岩防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第137号から311° -10' 70mの点 イ 基点第137号から341° -00' 450mの点 ウ 基点第137号から2° -40' 450mの点 エ 基点第137号から48° -00' 135mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	なし
和区第164号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第134号 日高郡由良町大字衣奈、通称トビ崎に設置した標識 ア 基点第134号から0° -00' 440mの点 イ 基点第134号から27° -55' 285mの点 ウ 基点第134号から274° -58' 205mの点 エ 基点第134号から301° -15' 392mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	なし
和区第166号	紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 ア 基点第344号から252° -15' 88mの点 イ 基点第344号から231° -30' 81mの点 ウ 基点第344号から231° -00' 96mの点 エ 基点第344号から248° -30' 104mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第167号	海南市漁業協同組合	海南市下津町塩津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第53号 海南市下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第53号から61° -19' 822mの点 イ 基点第53号から56° -12' 390mの点 ウ 基点第53号から104° -18' 334mの点 エ 基点第53号から83° -22' 726mの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南市下津町塩津	なし
和区第201号	和歌山南漁業協同組合	田辺市磯間地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から124° -35' 225mの点 イ 基点第202号から143° -00' 305mの点 ウ 基点第202号から152° -10' 275mの点 エ 基点第202号から132° -50' 185mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市磯間	なし
和区第204号	和歌山南漁業協同組合	田辺市磯間地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港湊西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から322° -40' 125mの点 イ 基点第202号から299° -20' 110mの点 ウ 基点第202号から297° -50' 230mの点 エ 基点第202号から309° -30' 240mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市磯間	なし
和区第214号	和歌山南漁業協同組合	田辺市目良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第196号 田辺市目良、元島北東端に設置した標識 ア 基点第196号から314° -58' 60mの点 イ 基点第196号から31° -13' 90mの点 ウ 基点第196号から3° -03' 180mの点 エ 基点第196号から330° -33' 170mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし
和区第215号	和歌山南漁業協同組合	田辺市目良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から116° -03' 152mの点 イ 基点第197号から173° -03' 142mの点 ウ 基点第197号から155° -03' 234mの点 エ 基点第197号から125° -33' 274mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第216号	和歌山南漁業協同組合	田辺市江川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア 基点第379号から245° -42' 544mの点 イ 基点第379号から251° -02' 565mの点 ウ 基点第379号から262° -19' 406mの点 エ 基点第379号から255° -46' 377mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし
和区第217号	和歌山南漁業協同組合	田辺市江川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア 基点第379号から79° -09' 500mの点 イ 基点第379号から78° -07' 319mの点 ウ 基点第379号から68° -57' 326mの点 エ 基点第379号から73° -30' 505mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし
和区第218号	和歌山南漁業協同組合	田辺市上屋敷地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第379号 田辺港江川西防波堤旧灯台跡に設置した標識 ア 基点第379号から96° -42' 1,286mの点 イ 基点第379号から97° -50' 1,240mの点 ウ 基点第379号から92° -31' 1,185mの点 エ 基点第379号から91° -37' 1,233mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし
和区第219号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から41° -18' 761mの点 イ 基点第207号から40° -56' 791mの点 ウ 基点第207号から44° -31' 801mの点 エ 基点第207号から45° -02' 771mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市新庄町、たきない町、神島台	なし
和区第220号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第213号 田辺市新庄町、二本松西端に設置した標識 ア 基点第213号から333° -45' 237mの点 イ 基点第213号から327° -00' 215mの点 ウ 基点第213号から320° -51' 258mの点 エ 基点第213号から326° -51' 277mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市新庄町、たきない町、神島台	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第225号	和歌山南漁業協同組合	田辺市新庄町地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第206号 田辺市新庄町、内ノ浦SFTマリン護岸南端に設置した標識 ア 基点第206号から111° -10' 205mの点 イ 基点第206号から115° -45' 235mの点 ウ 基点第206号から146° -30' 195mの点 エ 基点第206号から145° -40' 160mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし
和区第226号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第202号 田辺市磯間、田辺港浅西防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第202号から118° -00' 1, 470mの点 イ 基点第202号から117° -00' 1, 500mの点 ウ 基点第202号から119° -10' 1, 535mの点 エ 基点第202号から120° -00' 1, 520mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市新庄町、たきない町、神島台	なし
和区第227号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から111° -05' 285mの点 イ 基点第207号から103° -10' 321mの点 ウ 基点第207号から107° -05' 344mの点 エ 基点第207号から114° -30' 308mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市新庄町、たきない町、神島台	なし
和区第228号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町堅田地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ27mのところに設置した標識 ア 基点第219号から346° -15' 710mの点 イ 基点第219号から32° -50' 300mの点 ウ 基点第219号から32° -50' 110mの点 エ 基点第219号から327° -35' 650mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない
和区第229号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先		次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻突端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130° -10' 530mの点 イ 基点第229号から129° -10' 700mの点 ウ 基点第229号から149° -10' 660mの点 エ 基点第229号から160° -05' 650mの点 オ 基点第229号から160° -05' 570mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第230号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田、大臼谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24° -30' 315mの点 イ 基点第225号から74° -00' 210mの点 ウ 基点第225号から171° -40' 230mの点 エ 基点第225号から74° -00' 150mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に450mを超えてロープを設置してはならない
和区第236号	和歌山南漁業協同組合	田辺市目良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から116° -53' 97mの点 イ 基点第197号から123° -41' 87mの点 ウ 基点第197号から131° -42' 105mの点 エ 基点第197号から125° -14' 114mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし
和区第237号	和歌山南漁業協同組合	田辺市目良地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第197号 田辺市目良、元島館南端突堤突端に設置した標識 ア 基点第197号から125° -14' 114mの点 イ 基点第197号から131° -43' 105mの点 ウ 基点第197号から137° -12' 125mの点 エ 基点第197号から131° -08' 133mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市芳養町、芳養松原、明洋、目良、天神崎、上の山、江川、上屋敷、片町	なし
和区第238号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から175° -53' 94mの点 イ 基点第295号から160° -45' 48mの点 ウ 基点第295号から109° -14' 278mの点 エ 基点第295号から118° -08' 290mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし
和区第239号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町湯崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第381号 西牟婁郡白浜町、湯崎漁港西防波堤突端に設置した標識 ア 基点第381号から199° -23' 89mの点 イ 基点第381号から196° -37' 103mの点 ウ 基点第381号から222° -11' 133mの点 エ 基点第381号から226° -55' 122mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第240号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第227号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、護岸角に設置した標識 ア 基点第227号から29° -39' 191mの点 イ 基点第227号から41° -45' 142mの点 ウ 基点第227号から31° -19' 124mの点 エ 基点第227号から21° -13' 178mの点	第一種区画漁業	ひろめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	なし
和区第311号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から175° -53' 94mの点 イ 基点第295号から160° -45' 48mの点 ウ 基点第295号から109° -14' 278mの点 エ 基点第295号から118° -08' 290mの点	第一種区画漁業	ひじき養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし
和区第404号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から337° -50' 350mの点 イ 基点第311号から331° -35' 490mの点 ウ 基点第311号から319° -50' 490mの点 エ 基点第311号から321° -15' 345mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	なし
和区第406号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から170° -03' 173mの点 イ 基点第207号から174° -09' 200mの点 ウ 基点第207号から191° -34' 178mの点 エ 基点第207号から189° -48' 148mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和区第409号	太地町漁業協同組合	東牟婁郡太地町大字太地地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第324号 東牟婁郡太地町大字森浦、通称えびすの鼻北端に設置した標識 ア 基点第324号から5° -30' 302mの点 イ 基点第324号から15° -30' 265mの点 ウ 基点第324号から30° -15' 525mの点 エ 基点第324号から23° -52' 550mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡太地町	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第410号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町堅田地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 ア 基点第231号から113° -40′ 410mの点 イ 基点第231号から113° -40′ 1, 010mの点 ウ 基点第231号から129° -45′ 1, 000mの点 エ 基点第231号から129° -45′ 640mの点 オ 基点第231号から142° -00′ 660mの点 カ 基点第231号から142° -00′ 1, 050mの点 キ 基点第231号から148° -00′ 1, 100mの点 ク 基点第231号から155° -40′ 360mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和区第411号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第264号 東牟婁郡串本町、袋港入口突堤突端に設置した標識 ア 基点第264号から265° -32′ 163mの点 イ 基点第264号から320° -26′ 162mの点 ウ 基点第264号から313° -12′ 217mの点 エ 基点第264号から272° -53′ 218mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、聞野川	なし
和区第412号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から175° -53′ 94mの点 イ 基点第295号から160° -45′ 48mの点 ウ 基点第295号から109° -14′ 278mの点 エ 基点第295号から118° -08′ 290mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし
和区第413号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア 基点第380号から187° -21′ 418mの点 イ 基点第380号から193° -41′ 504mの点 ウ 基点第380号から198° -57′ 483mの点 エ 基点第380号から193° -26′ 392mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし
和区第414号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア 基点第380号から307° -57′ 47mの点 イ 基点第380号から268° -34′ 34mの点 ウ 基点第380号から264° -53′ 134mの点 エ 基点第380号から277° -28′ 138mの点	第一種区画漁業	ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第501号	由良町漁業協同組合	日高郡由良町大字神谷地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町大字神谷、鳶島頂上に設置した標識 ア 基点第161号から59° -14′ 265mの点 イ 基点第161号から58° -47′ 415mの点 ウ 基点第161号から68° -07′ 422mの点 エ 基点第161号から73° -43′ 275mの点	第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に魚類小刺式養殖と併せ3,150平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第601号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から141° -33′ 108mの点 イ 基点第207号から170° -03′ 173mの点 ウ 基点第207号から189° -48′ 148mの点 エ 基点第207号から168° -33′ 61mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和区第602号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から194° -03′ 70mの点 イ 基点第207号から202° -23′ 109mの点 ウ 基点第207号から218° -43′ 105mの点 エ 基点第207号から218° -43′ 63mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和区第605号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から177° -25′ 217mの点 イ 基点第314号から177° -00′ 227mの点 ウ 基点第314号から142° -15′ 234mの点 エ 基点第314号から141° -40′ 224mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	なし
和区第607号	和歌浦漁業協同組合	和歌山市和歌浦南地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第31号 和歌山市和歌浦中、三断橋南西詰に設置した標識 ア 基点第31号から167° -53′ 1,042mの点 イ 基点第31号から166° -16′ 1,038mの点 ウ 基点第31号から165° -41′ 1,097mの点 エ 基点第31号から167° -14′ 1,102mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	和歌山市新和歌浦	なし

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第609号	海南市漁業協同組合	海南市下津町塩津地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア 基点第50号から234° -09' 935mの点 イ 基点第50号から239° -38' 996mの点 ウ 基点第50号から236° -46' 1,061mの点 エ 基点第50号から231° -59' 998mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南市下津町塩津	なし
和区第610号	海南市漁業協同組合	海南市下津町塩津地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第53号 海南市下津町丸田、北防波堤屈曲部に設置した標識 ア 基点第53号から61° -19' 822mの点 イ 基点第53号から56° -12' 390mの点 ウ 基点第53号から104° -18' 334mの点 エ 基点第53号から83° -22' 726mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南市下津町塩津	なし
和区第611号	海南市漁業協同組合	海南市下津町塩津地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第50号 海南市冷水と海南市下津町の境界に設置した標識 ア 基点第50号から280° -32' 340mの点 イ 基点第50号から263° -44' 549mの点 ウ 基点第50号から242° -23' 512mの点 エ 基点第50号から243° -36' 259mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	海南市下津町塩津	なし
和区第613号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第338号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河、桃ノ木洞の鼻先端に設置した標識 ア 基点第338号から59° -33' 117mの点 イ 基点第338号から84° -26' 145mの点 ウ 基点第338号から166° -20' 72mの点 エ 基点第338号から185° -20' 50mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	なし
和区第614号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第295号 日高郡みなべ町、堺漁港外防波堤第1屈曲部に設置した標識 ア 基点第295号から175° -53' 94mの点 イ 基点第295号から160° -45' 48mの点 ウ 基点第295号から109° -14' 278mの点 エ 基点第295号から118° -08' 290mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第615号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア 基点第380号から187° -21' 418mの点 イ 基点第380号から193° -41' 504mの点 ウ 基点第380号から198° -57' 483mの点 エ 基点第380号から193° -26' 392mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし
和区第616号	紀州日高漁業協同組合	日高郡みなべ町堺地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第380号 日高郡みなべ町、堺漁港北堺防波堤突端に設置した標識 ア 基点第380号から307° -57' 47mの点 イ 基点第380号から268° -34' 34mの点 ウ 基点第380号から264° -53' 134mの点 エ 基点第380号から277° -28' 138mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡みなべ町	なし
和区第617号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から150° -14' 590mの点 イ 基点第209号から146° -02' 690mの点 ウ 基点第209号から149° -00' 706mの点 エ 基点第209号から153° -34' 610mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	なし
和区第618号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先		次のア、イ、ウの各点を順次に結んだ線と那智漁港岸壁及び南防波堤によって囲まれた区域 基点第384号 東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮、那智漁港岸壁に設置した標識 ア 基点第384号から98° -17' 19mの点 イ 基点第384号から166° -58' 85mの点 ウ 基点第384号から154° -14' 92mの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字二河、湯川、天満、浜ノ宮、橋ノ川、川関、井関、市野々	なし
和区第702号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡広川町鷹島地先		次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 ア 基点第297号から114° -05' 164mの点 イ 基点第297号から57° -10' 28mの点 ウ 基点第297号から40° -40' 100mの点 エ 基点第297号から61° -10' 202mの点 オ 基点第297号から75° -50' 243mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	この区域内に4,762平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第703号	湯浅湾漁業協同組合	有田郡広川町鷹島地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第297号 有田郡広川町、鷹島船着場突端に設置した標識 ア 基点第297号から84° -30' 316mの点 イ 基点第297号から66° -10' 231mの点 ウ 基点第297号から63° -30' 251mの点 エ 基点第297号から73° -10' 390mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	有田郡広川町大字広、山本、西広、唐尾	この区域内に1,725平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第704号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字戸津井地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第383号 日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤突端に設置した標識 ア 基点第383号から292° -50' 313mの点 イ 基点第383号から304° -26' 204mの点 ウ 基点第383号から269° -20' 202mの点 エ 基点第383号から274° -36' 312mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字戸津井、小引	この区域内に2,644平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第705号	由良町漁業協同組合	日高郡由良町大字神谷地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第160号 日高郡由良町大字神谷、由良港神谷泊地中防波堤新旧継目部に設置した標識 ア 基点第160号から99° -25' 765mの点 イ 基点第160号から104° -30' 780mの点 ウ 基点第160号から115° -00' 505mの点 エ 基点第160号から107° -40' 475mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に2,100平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第706号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町大字阿尾地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第170号 日高郡日高町大字阿尾、すずき壱突端に設置した標識 ア 基点第170号から82° -30' 438mの点 イ 基点第170号から85° -50' 465mの点 ウ 基点第170号から90° -35' 425mの点 エ 基点第170号から87° -00' 400mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡日高町	この区域内に550平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第709号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から64° -03' 58mの点 イ 基点第207号から79° -48' 79mの点 ウ 基点第207号から61° -08' 108mの点 エ 基点第207号から72° -28' 130mの点 オ 基点第207号から136° -18' 104mの点 カ 基点第207号から160° -58' 54mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	田辺市新庄町、たきない町、神島台	この区域内に1,350平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第711号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町堅田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港(杓浪地区)東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から261° -17' 140mの点 イ 基点第216号から255° -28' 94mの点 ウ 基点第216号から245° -11' 102mの点 エ 基点第216号から253° -22' 146mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第712号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町堅田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第216号 西牟婁郡白浜町堅田、堅田漁港(杓浪地区)東防波堤突端に設置した標識 ア 基点第216号から283° -00' 600mの点 イ 基点第216号から262° -45' 280mの点 ウ 基点第216号から249° -30' 350mの点 エ 基点第216号から274° -15' 650mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に9, 481平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第713号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町堅田地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 ア 基点第231号から113° -40' 410mの点 イ 基点第231号から113° -40' 1, 010mの点 ウ 基点第231号から129° -45' 1, 000mの点 エ 基点第231号から129° -45' 640mの点 オ 基点第231号から142° -00' 660mの点 カ 基点第231号から142° -00' 1, 050mの点 キ 基点第231号から148° -00' 1, 100mの点 ク 基点第231号から155° -40' 360mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に54, 462平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第714号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町堅田地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第219号 西牟婁郡白浜町堅田、長崎の鼻基部から東へ27mのところに設置した標識 ア 基点第219号から346° -15' 710mの点 イ 基点第219号から32° -50' 300mの点 ウ 基点第219号から32° -50' 110mの点 エ 基点第219号から327° -35' 650mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に24, 750平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第715号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先		次のア、イ、基点第220号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第220号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島中の鼻先端部に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から130° -10′ 530mの点 イ 基点第229号から129° -10′ 700mの点 ウ 基点第229号から149° -10′ 660mの点 エ 基点第229号から160° -05′ 650mの点 オ 基点第229号から160° -05′ 570mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に6,318平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第716号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先		次のア、イ、基点第223号、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田、大臼谷の鼻北端に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 ア 基点第225号から24° -30′ 315mの点 イ 基点第225号から74° -00′ 210mの点 ウ 基点第225号から171° -40′ 230mの点 エ 基点第225号から74° -00′ 150mの点 オ 基点第225号から14° -15′ 275mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に11,087平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第717号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先		次の基点第226号、ア、イ、ウ、エ、オ、基点第225号及び基点第226号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第221号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島にえ岸の鼻に設置した標識 基点第222号 西牟婁郡白浜町堅田、藤島ビクニンの内側に設置した標識 基点第223号 西牟婁郡白浜町堅田、大臼谷の鼻北端に設置した標識 基点第224号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、ヴィラ古賀浦前の護岸角に設置した標識 基点第225号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎東端に設置した標識 基点第226号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 ア 基点第226号から基点第221号の見通し線上107mの点 イ 基点第225号から基点第222号の見通し線上107mの点 ウ 基点第224号から基点第223号の見通し線上155mの点 エ 基点第224号から基点第223号の見通し線上90mの点 オ 基点第226号から基点第222号の見通し線上60mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	この区域内に9,575平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第718号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第229号から63° -30′ 230mの点 イ 基点第229号から81° -00′ 288mの点 ウ 基点第229号から163° -30′ 250mの点 エ 基点第229号から182° -30′ 180mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ9,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第719号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 ア 基点第228号から125° -06′ 105mの点 イ 基点第228号から141° -45′ 270mの点 ウ 基点第228号から152° -38′ 270mの点 エ 基点第228号から152° -38′ 90mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ2,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第720号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第227号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、護岸角に設置した標識 ア 基点第227号から72° -09′ 265mの点 イ 基点第227号から67° -39′ 340mの点 ウ 基点第227号から82° -55′ 375mの点 エ 基点第227号から89° -21′ 305mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	この区域内に2,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第721号	和歌山南漁業協同組合ほか2	西牟婁郡白浜町地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から256° -09′ 730mの点 イ 基点第209号から208° -05′ 445mの点 ウ 基点第209号から206° -34′ 545mの点 エ 基点第209号から228° -09′ 605mの点 オ 基点第209号から222° -15′ 785mの点 カ 基点第209号から241° -33′ 940mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	5月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に30,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第722号	和歌山南漁業協同組合ほか2	西牟婁郡白浜町地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第209号 田辺市、神楽島南端に設置した標識 ア 基点第209号から176′ ー48′ 880mの点 イ 基点第209号から169′ ー37′ 1, 035mの点 ウ 基点第209号から179′ ー11′ 1, 195mの点 エ 基点第209号から186′ ー47′ 1, 075mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	5月1日から11月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	ー	この区域内に12, 500平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第724号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本地先		次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320′ ー30′ の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と苗我島最大高潮時海岸線との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鵜野川、大島、須江、檜野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ36, 790平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第725号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本地先		次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から118′ ー21′ 540mの点 イ 基点第273号から200′ ー41′ 75mの点 ウ 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、鵜野川、大島、須江、檜野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ24, 700平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第726号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町大島地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア 基点第279号から288′ ー00′ 85mの点 イ 基点第279号から319′ ー45′ 120mの点 ウ 基点第279号から296′ ー20′ 245mの点 エ 基点第279号から279′ ー30′ 230mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町大島	この区域内に2, 625平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第727号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町大島地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第292号 東牟婁郡串本町大島、エビスの鼻北西端角に設置した標識 ア 基点第292号から356° -40' 130mの点 イ 基点第292号から326° -30' 160mの点 ウ 基点第292号から241° -00' 105mの点 エ 基点第292号から192° -00' 50mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町大島	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ3,600平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第728号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町大島地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識 ア 基点第291号から14° -10' 45mの点 イ 基点第291号から3° -10' 105mの点 ウ 基点第291号から327° -00' 116mの点 エ 基点第291号から302° -00' 70mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町大島	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ1,050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第729号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町大島地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍棧橋基部に設置した標識 ア 基点第290号から328° -30' 280mの点 イ 基点第290号から314° -30' 348mの点 ウ 基点第290号から227° -19' 297mの点 エ 基点第290号から223° -30' 178mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町大島	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ10,250平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第732号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町須江地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第288号 東牟婁郡串本町須江、影ノ浦、通称オヤボシに設置した標識 ア 基点第288号から305° -46' 40mの点 イ 基点第288号から345° -45' 82mの点 ウ 基点第288号から18° -43' 75mの点 エ 基点第288号から29° -18' 20mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町須江	この区域内に576平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第734号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292° -00′ 42mの点 イ 基点第311号から227° -20′ 150mの点 ウ 基点第311号から242° -50′ 272mの点 エ 基点第311号から249° -50′ 265mの点 オ 基点第311号から254° -30′ 465mの点 カ 基点第311号から263° -20′ 460mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ11, 562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第735号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308° -30′ 500mの点 イ 基点第311号から298° -00′ 373mの点 ウ 基点第311号から273° -35′ 648mの点 エ 基点第311号から283° -40′ 728mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	この区域内にくろまぐる小割式養殖と併せ13, 562平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第736号	紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から57° -00′ 370mの点 イ 基点第343号から60° -30′ 367mの点 ウ 基点第343号から56° -30′ 218mの点 エ 基点第343号から51° -05′ 224mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	この区域内に1,440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第738号	紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第345号 東牟婁郡那智勝浦町大字湯川、越瀬近鉄埋立地先突端に設置した標識 ア 基点第345号から108° -20′ 115mの点 イ 基点第345号から119° -25′ 205mの点 ウ 基点第345号から130° -28′ 203mの点 エ 基点第345号から129° -16′ 104mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	この区域内に1,050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第739号	紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先		次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第344号 東牟婁郡那智勝浦町、中ノ島南西端に設置した標識 ア 基点第344号から252° -15′ 88mの点 イ 基点第344号から231° -30′ 81mの点 ウ 基点第344号から231° -00′ 96mの点 エ 基点第344号から248° -30′ 104mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	この区域内に288平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第744号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字三尾川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第133号 有田郡広川町と日高郡由良町の境界に設置した標識 ア 基点第133号から314° -45′ 560mの点 イ 基点第133号から319° -55′ 550mの点 ウ 基点第133号から317° -30′ 450mの点 エ 基点第133号から311° -30′ 465mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	この区域内に500平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第746号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町大字志賀地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字志賀、由良港泊地防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から9° -56′ 330mの点 イ 基点第168号から12° -20′ 281mの点 ウ 基点第168号から341° -36′ 275mの点 エ 基点第168号から343° -36′ 325mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡日高町	この区域内に1, 440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第747号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第279号 東牟婁郡串本町大島、大島漁港西防波堤基部に設置した標識 ア 基点第279号から354° -56′ 304mの点 イ 基点第279号から3° -05′ 391mの点 ウ 基点第279号から9° -38′ 377mの点 エ 基点第279号から3° -20′ 280mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町大島	この区域内に1, 152平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第749号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から21° -57′ 75mの点 イ 基点第273号から103° -10′ 570mの点 ウ 基点第273号から82° -49′ 695mの点 エ 基点第273号から31° -28′ 437mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、閼野川、大島、須江、檜野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ16, 920平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第752号	由良町漁業協同組合	日高郡由良町大字神谷地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町大字神谷、鳶島頂点に設置した標識 ア 基点第161号から258° -00′ 1, 200mの点 イ 基点第161号から253° -20′ 1, 210mの点 ウ 基点第161号から254° -30′ 1, 400mの点 エ 基点第161号から258° -30′ 1, 380mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に2, 000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第753号	比井崎漁業協同組合	日高郡日高町大字志賀地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第168号 日高郡日高町大字志賀、由良港泊地防波堤基部に設置した標識 ア 基点第168号から43° -30′ 680mの点 イ 基点第168号から47° -20′ 670mの点 ウ 基点第168号から44° -00′ 530mの点 エ 基点第168号から37° -40′ 550mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡日高町	この区域内に900平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第754号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字衣奈地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第139号 日高郡由良町大字衣奈、通称カブト岩突端に設置した標識 ア 基点第139号から332° -45′ 840mの点 イ 基点第139号から321° -57′ 948mの点 ウ 基点第139号から317° -53′ 872mの点 エ 基点第139号から329° -16′ 752mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字三尾川、衣奈	この区域内に2, 000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第756号	紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第343号 東牟婁郡那智勝浦町、シケ島中央部に設置した標識 ア 基点第343号から215° -00′ 328mの点 イ 基点第343号から213° -20′ 400mの点 ウ 基点第343号から173° -40′ 464mの点 エ 基点第343号から168° -45′ 407mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字築地、勝浦、北浜、朝日、天満	この区域内に2, 160平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第759号	堅田漁業協同組合	西牟婁郡白浜町堅田地先		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第231号 西牟婁郡白浜町、島島東端に設置した標識 ア 基点第231号から95° -00′ 380mの点 イ 基点第231号から103° -45′ 780mの点 ウ 基点第231号から113° -40′ 775mの点 エ 基点第231号から113° -40′ 410mの点 オ 基点第231号から155° -40′ 360mの点 カ 基点第231号から158° -45′ 255mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に7,776平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第760号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第226号 西牟婁郡白浜町、古賀浦、馬見崎北端に設置した標識 ア 基点第226号から245° -00′ 30mの点 イ 基点第226号から245° -00′ 180mの点 ウ 基点第226号から273° -20′ 204mの点 エ 基点第226号から317° -20′ 100mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	この区域内に1,440平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第761号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第314号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、岩屋崎南東端に設置した標識 ア 基点第314号から256° -30′ 342mの点 イ 基点第314号から248° -30′ 639mの点 ウ 基点第314号から239° -40′ 628mの点 エ 基点第314号から239° -40′ 328mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町浦神、下里、粉白、八尺鏡野	この区域内にくろまぐろ小割式養殖と併せ2,880平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第762号	由良町漁業協同組合	日高郡由良町大字神谷地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第161号 日高郡由良町大字神谷、意島頂点に設置した標識 ア 基点第161号から59° -14′ 265mの点 イ 基点第161号から58° -47′ 415mの点 ウ 基点第161号から68° -07′ 422mの点 エ 基点第161号から73° -43′ 275mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	この区域内に1,050平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第763号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字大引地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第382号 日高郡由良町大字大引、大引漁港B防波堤突端に設置した標識 ア 基点第382号から81° -10′ 141mの点 イ 基点第382号から114° -01′ 183mの点 ウ 基点第382号から126° -41′ 149mの点 エ 基点第382号から85° -26′ 92mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字大引	この区域内に500平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第764号	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町大字戸津井地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第383号 日高郡由良町大字戸津井、戸津井漁港南防波堤突端に設置した標識 ア 基点第383号から235° ー49′ 70mの点 イ 基点第383号から220° ー34′ 166mの点 ウ 基点第383号から248° ー38′ 209mの点 エ 基点第383号から274° ー10′ 145mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	日高郡由良町大字戸津井、小引	この区域内に1,000平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない
和区第765号	新庄漁業協同組合	田辺市新庄町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第207号 田辺市新庄町、内ノ浦梅ノ木護岸北東端に設置した標識 ア 基点第207号から141° ー33′ 108mの点 イ 基点第207号から170° ー03′ 173mの点 ウ 基点第207号から189° ー48′ 148mの点 エ 基点第207号から168° ー33′ 61mの点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	ー	この区域内に564平方メートルを超えて生簀を敷設してはならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第801号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本、大島地先	1. 次のア、イ、基点第270号、ウ、基点第272号及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第270号 東牟婁郡串本町、ケーソンヤード北端角に設置した標識 基点第272号 東牟婁郡串本町、串本港南防波堤突端から南に150mの点の防波堤上に設置した標識 ア 串本浅海漁場防波堤と苗我島最大高潮時海岸線との交点 イ 串本浅海漁場防波堤とケーソンヤード岸壁との交点 ウ 基点第270号から320° -30' の方位線と防波堤との交点 エ 基点第272号と苗我島山頂を結んだ線と、苗我島最大高潮時海岸線との交点 2. 次のア、イ、ウ、串本港北防波堤護岸、基点第277号及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識 基点第277号 東牟婁郡串本町、串本港北防波堤灯台基部に設置した標識 ア 基点第273号から118° -21' 540mの点 イ 基点第273号から200° -41' 75mの点 ウ 串本町役場前埋立護岸延長線と串本港北防波堤護岸との交点	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町和深、田子、江田、田並、有田、高富、二色、潮岬、出雲、串本、サンゴ台、閼野川、大島、須江、檜野、西向、神野川、姫、姫川、伊串、古座、中湊、上野山、津荷、田原	当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生簀の総面積が42,208平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することとは差し支えない。 形状:円形 規格:直径30m 台数:11台 形状:円形 規格:直径27m 台数:5台 形状:円形 規格:直径20m 台数:80台 形状:円形 規格:直径18m 台数:5台 形状:円形 規格:直径17m 台数:1台 形状:円形 規格:直径15.7m 台数:5台 形状:正六角形 規格:1辺16m 台数:6台
			4. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第291号 東牟婁郡串本町大島217番地の1の護岸西端角に設置した標識 ア 基点第291号から14° -10' 45mの点 イ 基点第291号から3° -10' 105mの点 ウ 基点第291号から327° -00' 116mの点 エ 基点第291号から302° -00' 70mの点 5. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第290号 東牟婁郡串本町大島、水谷、通称海軍棧橋基部に設置した標識 ア 基点第290号から328° -30' 280mの点 イ 基点第290号から314° -30' 348mの点 ウ 基点第290号から227° -19' 297mの点 エ 基点第290号から223° -30' 178mの点 6. 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線と大水崎埋立地護岸によって囲まれた区域 基点第273号 東牟婁郡串本町、串本新港南防波堤灯台基部に設置した標識							

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第802号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町須江地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第269号 東牟婁郡串本町出雲、出雲崎突端に設置した標識 基点第289号 東牟婁郡串本町須江、本網代の突端に設置した標識 ア 基点第269号から63° -10' 1.171mの点 イ 基点第269号から11° -51' 1.753mの点 ウ 基点第269号から43° -31' 2.342mの点 エ 基点第289号から311° -09' 420mの点 オ 基点第289号から350° -02' 188mの点 カ 基点第289号から356° -30' 133mの点 キ 基点第289号から33° -30' 76mの点 ク 基点第289号から251° -06' 58mの点 ケ 基点第269号から61° -38' 2.557mの点	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡串本町潮岬、出雲、串本、関野川、大島、須江、樫野	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生簀の総面積が111.444.5平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状:円形 規格:直径30m 台数:69台 形状:円形 規格:直径20m 台数:4台 形状:長方形 規格:80m×48m 台数:16台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9.300尾を超えてはならない。 3. 1の生簀の総面積のうち、2.826平方メートル(形状:円形、規格:直径30m、台数:4台)で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
和区第803号	和歌山南漁業協同組合	西牟婁郡白浜町古賀浦地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線とオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ線によってそれぞれ囲まれた区域 基点第228号 西牟婁郡白浜町、阪田北東護岸角に設置した標識 基点第229号 西牟婁郡白浜町、大蛇島に設置した標識 ア 基点第228号から125° -06' 105mの点 イ 基点第228号から141° -45' 270mの点 ウ 基点第228号から152° -38' 270mの点 エ 基点第228号から152° -38' 90mの点 オ 基点第229号から63° -30' 230mの点 カ 基点第229号から81° -00' 288mの点 キ 基点第229号から163° -30' 250mの点 ク 基点第229号から182° -30' 180mの点	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西牟婁郡白浜町才野、中、富田、椿、字名なし地区	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生簀の総面積が2.880平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状:正方形 規格:12m×12m 台数:20台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
和区第804号	和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神地先	1. 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から292° -00′ 42mの点 イ 基点第311号から227° -20′ 150mの点 ウ 基点第311号から242° -50′ 272mの点 エ 基点第311号から249° -50′ 265mの点 オ 基点第311号から254° -30′ 465mの点 カ 基点第311号から263° -20′ 460mの点 2. 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第311号 東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、仏崎北端に設置した標識 ア 基点第311号から308° -30′ 500mの点 イ 基点第311号から298° -00′ 373mの点 ウ 基点第311号から273° -35′ 648mの点 エ 基点第311号から283° -40′ 728mの点	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東牟婁郡那智勝浦町大字浦神、下里、粉白、八尺鏡野	1. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。 ただし、生簀の総面積が7,200平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。 形状: 正方形 規格: 12m×12m 台数: 50台 2. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。